

運営推進会議の設置と開催について

伊賀市介護高齢福祉課

運営推進会議は、厚生労働省令により、地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護などの事業を実施する事業者ごとに自ら設置し、開催することが義務付けられています。市条例及び国の基準省令等を参考に、適切に設置、開催してください。

◆目的

事業所が、利用者、利用者の家族、市町村の職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることにより、次の1～4を達成することを主な目的としています。

1. 事業所運営の透明性の確保
2. サービスの質の確保
3. 事業所による「抱え込み」の防止
4. 地域との連携の確保

◆概要

◇開催の単位：事業所ごと（併設する事業所は合同開催可能）

◇開催の頻度：事業種別に以下のとおり

○認知症対応型通所介護	概ね6か月に1回以上（新設）
○地域密着型通所介護	概ね6か月に1回以上（新設）
○認知症対応型共同生活介護	概ね2か月に1回以上
○小規模多機能型居宅介護	概ね2か月に1回以上
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	概ね2か月に1回以上

◇委員の構成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者等（区会役員、住民自治協議会役員、民生委員、老人クラブ役員等）、市職員、地域包括支援センター職員等

◇会議の内容：運営状況の報告、運営に関する要望・助言等を聴く

◇会議の記録：事業者は会議の記録を公表し、5年間保存する

◇市町村の職員又は地域包括支援センター職員の出席について

運営推進会議の構成員として「市町村の職員又は地域包括支援センター職員」が位置付けられており、伊賀市では介護高齢福祉課の（地域密着型事業所の指定、監督事務の担当）職員が出席しています。

平成28年4月1日からの介護保険制度改正により、利用定員が18人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行するため、市内で開催される運営推進会議が大幅に増加し、全ての運営推進会議へ担当職員が出席することが難しい状況です。

つきましては、平成28年度から、運営推進会議への介護高齢福祉課の職員の出席等は

下記のとおり対応させていただきます。

1. 市からは、介護高齢福祉課の職員（地域密着型事業所の指定、監督事務を担当しない職員を含む）1名が出席します。そのため、設置の際は介護高齢福祉課職員を構成員に加えてください。
なお、職員は、運営推進会議の目的の1つである「事業所運営の透明性の確保」のために、事業所運営が開かれたものとなるよう、地域の中立的・公的な立場の者として会議に出席します。
2. 会議の出席依頼は、これまでどおり介護高齢福祉課に行ってください。
3. 出席依頼の際は、日時、場所、会議の議題や内容を明確にし、必ず1ヶ月前までに書面で依頼してください。なお、毎週木曜日の午後については、介護認定審査会開催日であるため出席することはできません。
4. 議会開催月等業務の都合から、介護高齢福祉課の職員が運営推進会議に出席できない場合もありますが、職員が欠席した場合でも、運営推進会議は成立します。
※厚生労働省からも、毎回の運営推進会議に全てのメンバーが参加しなくとも、会議の議題に応じて適切な関係者が参加することで足りると示されております。（別紙「運営推進会議に関するQ&A（厚生労働省）」参照）
5. 職員が会議を欠席した場合は、会議の配付資料や議事録等を介護高齢福祉課に送付してください。

◆運営推進会議等を活用した評価について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所については、従来、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所の行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うこととなっていました。が、基準条例（※1）の改正により平成28年度より、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、運営推進会議等に報告した上で公表する仕組みとなりました。

この見直しに係る具体的な事項に関しては、厚生労働省通知（平成27年3月27日付老振発第0327第4号、老老発第0327第1号）をご確認ください。

※1 伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例